



◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

平成29年4月に新設された課です。総勢18名のメンバーで、津久井やまゆり園の再生、ともに生きる社会かながわ憲章の普及啓発などに取り組んでいます。
☎045-210-4961 (共生グループ)

ともに生きる社会への新たな一歩

平成28年7月26日未明に、神奈川県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」で、19名のいのちが奪われ、27名の方が傷つけられるという、大変痛ましい事件が発生しました。

あのような事件を二度と繰り返してはいけない。そんな強い思いで、私たちは「ともに生きる社会かながわ憲章」を県議会とともに策定し、その理念を広く普及させるため、全力で取り組んでいます。

本年3月には、憲章の理念をより多くの人に体感していただくイベント「みんなあつまれ2017」を横浜赤レンガ倉庫で開催し、2日間で延べ11万3千人の方に会場させていただきました。イベントには多くの障がい者を含む県民の皆さんに音楽、ダンス、アート、パラスポーツ、飲食などで参加していただき、事前のダンス練習会やイベント当日の会場内など、さまざまな場面で来場者と障がい者が交流することができました。来場者からも好評をいただき、会場全体が温かい空気に包まれていました。

7月23日には、事件によりお亡くなりになった方々に

哀悼の意を表するとともに、このような事件が二度と繰り返されないよう決意を新たにすため、相模女子大学グリーンホールで追悼式を行います。あわせて、事件が発生した7月26日を含む月曜日から日曜日までの「ともに生きる社会かながわ推進週間」（今年は23日から29日まで）では、新聞、デジタルサイネージ、ポスターの駅貼りやインターネット広告など、さまざまな媒体を活用して集中的な広報を行い、「ともに生きる社会」への理解を、多くの人に広く呼び掛けます。

現在、津久井やまゆり園の利用者の方々の多くは、横浜市港南区芹が谷の仮園舎に移転し、地域の方々にも支えられながら生活されています。県は、園の再生に向けて、「津久井やまゆり園再生基本構想」に基づき、平成33年度中には、津久井と芹が谷に、利用者の方々が安心して生活できる場を整備するため作業を進めています。あわせて、利用者お一人お一人のご意向を丁寧に確認する「意思決定支援」の取り組みも進めています。

私たちは、あの悲惨で辛い事件を決して忘れることなく、ともに生きる社会かながわの実現に向け、しっかりと歩みを進めてまいります。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成30年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償 葬祭費用保険金 (特定感染症)		上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ 300万円(限度額)		
賠償責任 の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料(1名あたり)

タイプ		プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ			350円	510円
	天災タイプ※ (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

※天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(S)JNK17-16970 2018.1.9作成)